

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

| | |
|------------------------------------------|---------|
| 第1節 総則 | |
| 1 推進計画の目的 | (地-6-2) |
| 2 定義 | (地-6-2) |
| 第2節 推進地域及び特別強化地域 | (地-6-2) |
| 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 | (地-6-2) |
| 第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 | (地-6-3) |
| 第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 | (地-6-3) |
| 第6節 関係者との連携協力の確保 | (地-6-3) |
| 第7節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 | |
| 1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等 | (地-6-3) |
| 2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知 | (地-6-4) |
| 3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等 | (地-6-4) |
| 4 県及び市町村のとるべき措置 | (地-6-4) |
| 第8節 防災訓練に関する事項 | (地-6-4) |
| 第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 | |
| 1 県、市町村及び防災関係機関の職員に対する教育 | (地-6-5) |
| 2 地域住民等に対する教育及び広報 | (地-6-5) |
| 第10節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画 | |
| 1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 | (地-6-5) |
| 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項 | (地-6-5) |
| 3 防災訓練に関する事項 | (地-6-5) |
| 4 地震防災上必要な教育及び広報 | (地-6-5) |

第1節 総則

1 推進計画の目的

本章は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、第1編総則及び第2編地震・津波編によるものとする。

2 定義

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でMw 7以上の地震が発生した後に発生する、大きな規模の後発の地震をいう。

(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

第2節 推進地域及び特別強化地域

法第3条第1項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

本県における推進地域は次のとおりである。

千葉市、銚子市、館山市、成田市、佐倉市、旭市、勝浦市、八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町及び御宿町（27市町村（令和4年10月3日内閣府告示第99号））

なお、法第9条第1項の規定により、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として内閣総理大臣が指定しており、本県における特別強化地域は、銚子市（1市（令和4年10月3日内閣府告示第100号））である。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町村ほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、県民、事業者等の処理すべき事務又は大綱については、第1編第3章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

県、市町村及び防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、第5章第4節に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第5章第5節に準ずる。

第6節 関係者との連携協力の確保

第5章第6節に準ずる。

第7節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき 防災対応に関する事項

- 1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等
 - (1) 県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。
 - (2) 県が行う住民等及び防災関係機関に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。
 - (3) 県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合は、情報収集体制をとるものとする。ただし、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。

また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。
 - (4) 市町村は、後発地震への注意を促す情報等については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。
 - (5) 市町村は、管轄区域内の地域住民等及び防災関係機関に対し、後発地震への注意を促す情報等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

- (6) 市町村は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合の活動体制、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。
- (7) 県及び市町村は、後発地震への注意を促す情報等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知

- (1) 県は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。
- (2) 市町村は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。

3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等

北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴い、防災対応をとるべき地域は、内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」で推計された震度分布及び津波高において、震度6弱以上の揺れ又は津波高3m以上の津波が想定される地域とされ、本県では次のとおりである。

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町（14市町村）

県及び市町村は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 県及び市町村のとるべき措置

県及び市町村が、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合において、とるべき措置は、第5章第7節3（4）に準ずる。

第8節 防災訓練に関する事項

第5章第8節に準ずる。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

県、市町村及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、第2編第2章第1節「防災意識の向上」及び同章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。

なお、北海道・三陸沖後発地震注意情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項によるものとする。

- 1 県、市町村及び防災関係機関の職員に対する教育
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
 - (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
- 2 地域住民等に対する教育及び広報
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
 - (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とるべき行動に関する知識

第10節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画

第2節に定める推進地域に指定された地域内で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」(平成17年政令第282号)第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。

なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。

また、この節に記載のない事項については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画によるものとする。

- 1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
第5章第10節1に準ずる。
- 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項
 - (1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達等
 - (2) 災害応急対策をとるべき期間等
 - (3) 関係機関のとるべき措置
- 3 防災訓練に関する事項
- 4 地震防災上必要な教育及び広報